

令和8年8月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

スピーカー（充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うちスピーカー（充電式）1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うちポータブル電源（リチウムイオン）1 件、
リチウム電池内蔵充電器2 件、
バッテリー（リチウムイオン、草刈機用）1 件、サーキュレーター1 件、
エアコン（窓用）2 件、マルチタップ（USB 充電ポート付）1 件、
照明器具（充電式）1 件、ポータブル電源（リチウムイオン）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要で
あり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原
因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進
展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したスピーカー（充電式）について （管理番号：A202600516）

①事象について

駐車場でアンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したスピーカー（充電式）を車両内に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造を委託しているサプライヤーの製造工程において特定時期に異物が混入している可能性がある製品が国内において出荷され、使用に伴い電池セルの内部短絡が発生し、火災に至る可能性が判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）10 月 21 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202600516）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、色、JAN（EAN）コード、型番、販売期間、対象台数

製品名	色	JAN (EAN) コード	型番	販売期間	対象台数
Soundcore 3	ブラック	4571411193170	A3117011	2022 年 12 月 16 日 ～ 2025 年 10 月 21 日	91,933
	ネイビー	4571411196218	A3117031		
	レッド	4571411196225	A3117091		
	グレー	4571411196232	A31170A1		

2025 年（令和 7 年）10 月 21 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：43.7%（2026 年 8 月 13 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2022 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2026年度	2	火災
2025年度	3	火災
2024年度	0	—
2023年度	0	—
2022年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202600516）は含まない

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観

Soundcore 3



確認方法

SoundCore 3

1行目：製品名

Soundcore 3

2行目：品番

A3117



シリアルナンバー

AP9LYG3F30501216

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電 話 番 号 : 0120-775-171

受 付 時 間 : 9:00~17:00 (土・日・祝日を含む)

ウェブサイト : <https://corp.ankerjapan.com/posts/579>

※オンライン受付フォーム (24 時間)

<http://ankerjapan.com/pages/202510-support>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600516	令和8年6月15日	令和8年8月12日	スピーカー(充電式)	A3117	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	駐車場で当該製品を車両内に置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月23日 令和7年10月21日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:43.7%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600512	令和8年7月14日	令和8年8月10日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月4日
A202600513	令和8年6月10日	令和8年8月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山口県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月6日
A202600514	令和8年7月26日	令和8年8月10日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	火災	当該製品を充電中、異音に気付き確認すると当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和8年7月31日に公表した充電器(草刈機用)に関する事故(A202600462)と同一 令和8年8月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600515	令和8年8月4日	令和8年8月12日	サーキュレーター	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品の本体と電源コード部との接続部から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600517	令和8年6月22日	令和8年8月12日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月30日
A202600518	令和8年7月29日	令和8年8月12日	エアコン(窓用)	火災	作業場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202600519	令和8年8月1日	令和8年8月12日	エアコン(窓用)	火災	事務所で当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A202600520	令和8年7月2日	令和8年8月12日	マルチタップ(USB充電ポート付)	火災	飲食店で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月4日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600521	令和8年7月28日	令和8年8月12日	照明器具(充電式)	火災	事業所で発煙に気付き確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600522	令和8年5月28日	令和8年8月12日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月30日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし